

平成28年5月26日

学校法人 昭和女子大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 昭和女子大学

監事 河村 幹夫

監事 川崎 朝夫

監査報告書

私たちは、学校法人昭和女子大学の監事として、「私立学校法」第37条第3項及び「学校法人昭和女子大学寄附行為」第19条の規定に基づき、学校法人昭和女子大学の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。

私たちは、監査に当たり、理事会、評議員会、常勤役員会、その他重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧しました。

私たちは、会計監査人『あずさ監査法人』と連携し、「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づく説明を受け、計算書類について検討しました。

私たちは、「学校法人昭和女子大学内部監査規程」第21条の規定に基づき、監査室と連携し、定期的に内部監査報告を受け、意見交換を行いました。

以上の通り、必要と思われる監査手続きを執行しました。

監査結果

- 1 重要な計算書類を検討し、あずさ監査法人から会計監査の実施状況の報告を受けた結果、会計監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 2 学校法人昭和女子大学の業務に関する決定及び執行並びに財産の状況に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令及び学校法人昭和女子大学寄附行為に抵触する重大な事実は認められません。

以上